

参議院風水害対策特別委員会会議録第十八号

昭和三十四年十一月二十六日(木曜日)
午後二時五十一分開会

出席者は左の通り。

理事

郡 祐一君

稲浦 鹿藏君
重政 庸徳君
田中 一君
成瀬 橋治君
小平 芳平君

委員

秋山俊一郎君

石谷 憲男君
木村篤太郎君
古池 信三君
斎藤 昇君
仲原 善一君
西川甚五郎君
米田 正文君
大倉 精一君
栗山 良夫君
小酒井義男君
近藤 信一君
藤田藤太郎君

衆議院議員

三田村武夫君

國務大臣

石原幹市郎君

政府委員

自治庁行政局長 藤井 貞夫君

自治庁財政局長 奥野 誠亮君

防衛庁防衛局長 加藤 陽三君

建設政務次官 大沢 雄一君

説明員

自治庁財政 山野 幸吉君
局理財課長

本日の会議に付した案件

○昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法案(衆議院送付、予備審査)

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(郡祐一君) これより風水害対策特別委員会を開会いたします。

本日予備審査のため付託になりました衆議院災害対策特別委員会の提出にかかる昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法案について提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員三田村武夫君。

○衆議院議員(三田村武夫君) ただいま議題となりました昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法案について提案理由を御説明申し上げます。

本年八月の水害及び八月、九月の風水害を受けた事業協同組合等に対する対策といたしましては、さきに組合に對する融資については三百万円まで年六分五厘の特別金利を適用する措置、また中小企業振興資金助成法による貸付金については償還期間の延長をはかる措置等が講ぜられるようになっておりますが、今次災害の特殊性にかんがみ、事業協同組合等の共同施設の復旧についてもさらに特段の措置を講ずる必要があると考えられるのであります。

この法律案は、以上の趣旨から被害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧事業に要する費用について国庫補助を行なうことにより、これらの施設の復旧の促進をはかることを目的とするものであります。衆議院災害対策特別委員会において全会一致をもって起草提出いたしましたものであります。

本法法律案の内容を簡潔に申し上げますと、政令で定める地域内にある共同施設であつて、相当の被害を受けたものの災害復旧事業に要する経費については、政令の定むるところにより都道府県が四分の三を下らない率により補助する場合に、当該都道府県に對し国が当該補助に要する経費の三分の二を補助することとしたのであります。

以上がこの法律案の提案理由及び主要な内容でございます。何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことを切望いたします。

○委員長(郡祐一君) 以上で提案理由の説明を終わります。本案の審議については、さらに後日これを行なうことにいたします。

○委員長(郡祐一君) これより自治庁関係の法律案を一括して議題といたします。

まず、去る二十日衆議院において修正されました昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案について、その修正部分を自治庁当局から説明を求めます。

○説明員(山野幸吉君) 衆議院で修正になった部分についての理由を御説明申し上げます。

この修正は第二条、第三条の中で、被災団体と書いてありましたが被災地域に改めるというのが修正の大部分でございます。で、御案内のように今次小災害の起債の特例法案におきまして、土木小災害及び農地の小災害にかる地方債につきまして、今回特に国が元利償還金の一部を元利補助することになっておりますが、当初政府で出した原案では、元利補助を受ける地方公共団体の指定の基準が公共団体を対象に指定することにしておりましたのでございますが、各省の政令の内容の被害激甚地が地域指定になりましたのと、これから私の方のその特例法案の中の元利補助の率を上げる被害の著しい地域の指定につきまして、この政府原案では団体指定を建前としてい

ました関係上、相当指定が制限されるような建前になっておつたのでございます。従いまして、今度各省の政令の指定基準の激甚地をその地域の小災害についても地域指定ができるように特にその部分を従来の指定基準に追加をいたしました。拡張したこととなるわけでございます。そのために従来のこの被災団体というものを被災地域に改めまして、そういう激甚地の地域内にある小災害もこの元利補助率を上げて、特例債の激甚地としていくという改正でございます。

○委員長(郡祐一君) 以上で説明を終わります。自治庁関係の法律案について御質疑のある方は順次御発言願います。

○重政庸徳君 これは当然だろうと思ふのですが、私はむしろ議会でどういふ修正を受ける自治庁がどうもどうかしているのじやないかと考えるのであります。二十八年度災害でも当然この激甚地地域には小災害といえども高率補助の適用をしていくというよりなことから考えると、これはちよつとミスであつたのか、あるいはちよつとミに気がついておりながら、この修正前のこの法律案を出したのか、あるいはちよつと抜かつておつてそういうことが気がつかなかったのか、その点どうも私不思議でならぬのでお伺いしたい。

○説明員(山野幸吉君) 実は二十八災のときには、こういう激甚地という概念もございせんでした。そうし

御了承願つておきたいと思ひます。

○仲原善一君 それから、ただいまの問題に關連して、特に小災害の問題でございまして、町村で最高の起債の額が八十万円ということに一応聞いておるわけでございますが、これは一件ずつ八十万円でなければならぬのか、あるいは学校であるとか、厚生関係、土木、そのものをひくくするめた額が八十万円あればいいのか、これは厚生省、建設省関係、農林省関係でそれぞれその補助の基準等も違ふので、あるいは別々になるかも知れませんけれども、町村側から申しますと、これはとにかく一括して起債を受けて、八十万になればそういうふうに認めてもらいたいという意見もあるわけですが、あるいは数種の災害のそういうものを集めた額が八十万円になればいいのか、その辺の御意見を承りたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 単独災害復旧事業費でありますれば、道路の単独災害復旧事業費でありまして、あるいは庁舎の災害復旧事業費でありまして、あるいは学校の災害復旧事業費でありまして、あるいは合算して起債の限度額に達しておりますれば、地方債で承認していききたい、こういう取り扱いにいたしております。ただ、今回、元利補給をいたします部分、元利補給をいたします部分、やはり元利補給をする部分として一括をいたしたい。でありますから、元利補給を受ける土木事業もございまして、学校復旧の事業もあろうかと思ひます。そういうもの、あるいは、起債の承認はしがたなり、こういうこととございまして、要す

るに、同じような取り扱いのできるものにつきます。能う限り一括して取り扱つていききたい、かように考えておるわけでございます。

○仲原善一君 その点に關連して、これは一カ年——大体三カ年計画で災害復旧ができると思ひますけれども、当初の年の合算分だけで八十万円あればいいのか、あるいは全体を含めてその後の年にわたつて復旧する分を含めて八十万円あればいいのか、年度別に計算されるのか、合算して全体の額で計算されるのか、その辺をもう一ぺんよく承つておきたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方債は、年度々の事業につきまして、その事業を行ないます年度に借り入れをするという建前になつておるわけでございます。つまり、やはり毎年度の事業の分を合算するということになるわけでございます。

○成瀬權治君 私、まだ資料が届いていないのですが、地方税と国税の関係で申しますと、国税関係は減免がさかのぼるわけですが、たとえば所得税に例をとれば、すでに納めたものすら返されるという、そういう処置がとられておる。それに対して地方税はなかなかそういうわけに参らない事情等があるわけでありまして、衆議院の方の速記録を読みますと、市町村がそういう処置をしたら適及してもいいようにもとれるし、それとも、どうもそうでもないようにも解釈ができるような気がするわけでありまして、そこで、一方、国税とのバランスの上において、地方税といふものは全然適及できないものか、できるものかという点を一つ明確にしたい。できるといふことに

なれば、これは地方が条例を定めていなければならぬし、そこには当然穴があいて参りますが、その補てんをどういうふうにするかという問題をついでにお伺いしたいと思ひます。もし、できないという場合には、国税はそういう適及の減免措置がとられておるのに対して、地方税はとられないというその不公平は、どういうふうにして御説明になるのか、その点を一つ承りたいと思ひます。

○国務大臣(石原幹市郎君) 成瀬委員のただいまの御質問でございますが、これは私、先般衆議院の災害委員会に答弁いたしましたのは、一律に減免する、五分引くとか、いろいろ問題によりまして、そういうふうなのはまだ納期に至つていない、これから分についてはやるのだ、しかし、過去のものについて、これは個々に被災の人々について、家も流れた、財産もなくした、生活保護法の対象になるようになつたとか、いろいろな場合があるだろうと思ひます。だから、そういう過去にさかのぼつては、個々のケースについて減免の措置を考えたかどうか、こういうふうに申し上げておるのであります。名古屋の方からいろいろ照会も来ておりますので、そういう趣旨のことをはつきり書面にいたしまして、きのうか昨日あたり、それぞれに連絡しておる次第でございます。でありますから、新しく減免するものについては、条例等を作らなければならぬと思ひます。個々のものについての減免は、おそらく現在までの条例で大体そういう規定は入つておると思ひます。もし、そういう規定がなければ、それをやろうとすれば、そういう意味

の条例を新たに作つていく、そういうこととございまして。

○成瀬權治君 穴埋めについてはどうですか。

○国務大臣(石原幹市郎君) 穴埋めにつきましては、これは個々の問題はさう大したものでもございませぬし、例の特別交付税等でみれば、み切れのないものについては繰入欠徴債を認めるといふたあたり、原則に沿つて処置していったらいい、かように考えます。

○成瀬權治君 そうしますと、一律減免というものはやらない、適及はやらない、もしやるとすれば、おそらくそれはケース・バイ・ケースのような処理の仕方になるのではないかと、それは非常に少ないようなものになるだろうから、さう大した穴埋めもないというよりも、受け取れますし、あるいはまたあつて、国庫等で見ているうちにないかというふうなふうにも受け取れるわけでございますが、それで適及というところについて、国税は先ほど申しましたように所得税等は完全に適及をしておるわけでございますから、たとえば家が流されてしまつたとか、あるいは一家の支柱になつた人が死亡してしまつたというふうなことになるれば、それは一つ適及をするということになれば、その地方自治体がそういうことを原則としての適及は認めないけれども、自治体がある程度そういうことをやるなら、それは認めてもいいというふうなふうなふうに了解していいわけですか。

○国務大臣(石原幹市郎君) それでいいと思ひます。それからそれが非常なたくさん金額になるか、わずかの額になるかというの、現実に当たつて

てみなきゃわかりませんので、私は先ほど個々のケース・バイ・ケースでやるのはさう大した額にもなるまいと言つたのは、ただ一応の私の推測でありまして、たくさんならぬからそれは同じ原則でやつていいという意味で言つたのじゃないのです。だからそのことだけをほつきりしておきます。

○成瀬權治君 それではその取り扱い、一応あなたの方に相談をして、ということは一つの額の問題が出てくると思うのですから、相談をされて、許可といつてはおかしいけれども、まあいいじゃないかという取り扱いをしてやらなければならぬものか、自治体が自主的にやつて、そしてあなたの方がそれを受けて、穴埋め等をお考えになるものか、その点はどうですか。

○国務大臣(石原幹市郎君) それは自治体の自主的なものでいいと思ひます。

○近藤信一君 長官がお見えになつておられますので、御質問をいたします。が、いわゆる今度の伊勢湾台風の被災を大きく受けておる東海地区でございまして、あそこでは今度の災害復興に對して、まあいろいろと政府からも補助があるが、財源が足りない、こういう点で今いろいろ問題になつておられます。いわゆる競輪の問題が出てくるわけなんです、そこで新聞の報ずるところによりますと、岐阜市におきましても名古屋市におきましても、あの台風で被害を受けた競輪場を、数百万円も、また一千数百万円もかけてこれを改修して、そしてこの競輪を続行して財源を求めよう、こういう計画が今なされておるのです、ところが一方においては長官も御承知のように、兵庫縣を初め各都市において、競

施設の内容及びいたしましては、第二条第一項の林業用施設の内容及びいたしましては、地方公共団体が維持管理する貯木場及び木材流送路を予定いたしておりました。木材業者が組織する協同組合の施設は現在考えておりませんので、この点昨日の答弁の内容を訂正申し上げます。と存する次第でございます。

○委員長（郡祐一君） ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長（郡祐一君） 速記を始めて。

○栗山良夫君 実はきのう建設省にもお尋ねしたのですが、今度の災害の応急復旧について、自衛隊の非常な現地における活動については、私ども実地に見ておりますし、また現地の罹災地の皆さんあるいは関係官庁の諸君も非常な感謝をされているわけです。その点はよろしいわけですが、ただその場合に、自衛隊の出動規定を見えますと、ただ災害があつたときだけでなく出かけていくという程度の規定になっておりました。平素災害対策を中心にしての訓練というものができているのかどうかということについて、若干疑問の点があつたわけです。私がお尋ねいたしたいのは、自衛隊法によつて、自衛隊は災害等があつたときにはしかるべく命令系統によつて出動する。そういう規定がある以上は、常時隊において出動をした場合の実際の作業について訓練がされておるかということについてお尋ねをいたしたいと思つたのです。

○政府委員（加藤陽三君） ただいまのお尋ねでございますが、自衛隊には各種の部隊がございます。衛生部隊でありますとか、輸送部隊でありますとか

か、航空部隊、施設部隊、通信部隊、これらの部隊につきましては、平素やつておられることがそのまゝ災害時に役に立つのでございます。一般の普通科部隊とか、特科部隊というより、種類のもは、平素やつておられること、災害出動の場合とは若干違ふ点があるのかもしれませんが、これらのものも、普通科部隊について申し上げても、全部のものがシャベルを持つておられます。またつるはしとか、おのとか、木工具のセット、浄水槽というふうなものを持つておられるのでありまして、ある程度の土工の訓練は、これは実施いたしております。また渡河訓練、船をこぎます訓練、あるいは水泳訓練といふふうなこともやつておられます。これらのこともやはり災害派遣の際におきましては役に立つというふうに思っております。また平素から、最近も利根川でやりましたけれども、沼澤地帯の方におきまして、水防の計画的な訓練等が行なわれます際に、おきましては、自衛隊の方も積極的に協力いたします。これに参加して、平素からある程度実地についても知識を得ておられるというふうにいたしております。

○栗山良夫君 まあこういう一つの部隊でありますから、作戦の方については、やはりいろいろな事態を想定して、昔で言えば、作戦要務令的なものによつて訓練をされておられると思いますが、今のお話を伺いますと、どういふ災害が起きたときにはどういふ部隊でどういふ工合に行動をするかというふうな、特別の災害を予定して、そうして自衛隊みずからが災害というこ

をを対象にして訓練をなさつておられる、

そういふことじゃないようですね、そこまでいつていないわけですね。

○政府委員(加藤陽三君) 今申し上げましたのは、平素の訓練なり、装備なりの関係でございますが、私どもの方では、防衛出動とか、治安出動とかいうふうなことにつきまして計画を立てておられますと同様に、災害の起こりました場合におきましては、災害時の派遣計画というものは一応は立てておるのでございます。ただし、これは立てておられますけれども、今まではやはりこの実際にやつてみますと、相当食い違ふところもあるのございまして、だんだん経験を積み重ねて、今までの計画を直して実際に合うというふうなやつておられます。

今度の場合におきましては、あつこの守山にございまして第十混成団というのが主力になりまして活動したのでございしますが、第十混成団でも災害派遣の計画は持つておられて、その災害派遣の計画に基づいて逐次出動しております。しかし、やはりそれが今になつて考えてみますと、あつこの守山から、どうしても若干十分にいかんかつたという点がございます。これらのことは逐次やはり経験を積み、研究を重ねて最も役に立つような平素からの災害派遣の計画を立てるようになつて、かように考えておられます。

○栗山良夫君 今部内において災害対策を目標とした特別の行動規程とか、作業規程とか、そういうものはないわけですね、そこまではいつていないわけですね。

○政府委員(加藤陽三君) 部内におきましては、自衛隊法の八十三条というものが御承知の通り災害派遣に関する規定でございますが、これに基づきまして、長官の訓令及び達が出ております。しかし、これらの訓令及び達には抽象的なものでありまして、具体的な計画はそれぞれ各管区總監から、あるいは混成団長、海の方で申しますと、地方總監というふうなものに立てさせることにいたしておるのでござい

ましては、自衛隊法の八十三条というものが御承知の通り災害派遣に関する規定でございますが、これに基づきまして、長官の訓令及び達が出ております。しかし、これらの訓令及び達には抽象的なものでありまして、具体的な計画はそれぞれ各管区總監から、あるいは混成団長、海の方で申しますと、地方總監というふうなものに立てさせることにいたしておるのでござい

ましては、自衛隊法の八十三条というものが御承知の通り災害派遣に関する規定でございますが、これに基づきまして、長官の訓令及び達が出ております。しかし、これらの訓令及び達には抽象的なものでありまして、具体的な計画はそれぞれ各管区總監から、あるいは混成団長、海の方で申しますと、地方總監というふうなものに立てさせることにいたしておるのでござい

ましては、自衛隊法の八十三条というものが御承知の通り災害派遣に関する規定でございますが、これに基づきまして、長官の訓令及び達が出ております。しかし、これらの訓令及び達には抽象的なものでありまして、具体的な計画はそれぞれ各管区總監から、あるいは混成団長、海の方で申しますと、地方總監というふうなものに立てさせることにいたしておるのでござい

ましては、自衛隊法の八十三条というものが御承知の通り災害派遣に関する規定でございますが、これに基づきまして、長官の訓令及び達が出ております。しかし、これらの訓令及び達には抽象的なものでありまして、具体的な計画はそれぞれ各管区總監から、あるいは混成団長、海の方で申しますと、地方總監というふうなものに立てさせることにいたしておるのでござい

○栗山良夫君 まあこういう一つの部隊でありますから、作戦の方については、やはりいろいろな事態を想定して、昔で言えば、作戦要務令的なものによつて訓練をされておられると思いますが、今のお話を伺いますと、どういふ災害が起きたときにはどういふ部隊でどういふ工合に行動をするかというふうな、特別の災害を予定して、そうして自衛隊みずからが災害というこ

をを対象にして訓練をなさつておられる、

そういふことじゃないようですね、そこまでいつていないわけですね。

○政府委員(加藤陽三君) 部内におきましては、自衛隊法の八十三条というものが御承知の通り災害派遣に関する規定でございますが、これに基づきまして、長官の訓令及び達が出ております。しかし、これらの訓令及び達には抽象的なものでありまして、具体的な計画はそれぞれ各管区總監から、あるいは混成団長、海の方で申しますと、地方總監というふうなものに立てさせることにいたしておるのでござい

ましては、自衛隊法の八十三条というものが御承知の通り災害派遣に関する規定でございますが、これに基づきまして、長官の訓令及び達が出ております。しかし、これらの訓令及び達には抽象的なものでありまして、具体的な計画はそれぞれ各管区總監から、あるいは混成団長、海の方で申しますと、地方總監というふうなものに立てさせることにいたしておるのでござい

ましては、自衛隊法の八十三条というものが御承知の通り災害派遣に関する規定でございますが、これに基づきまして、長官の訓令及び達が出ております。しかし、これらの訓令及び達には抽象的なものでありまして、具体的な計画はそれぞれ各管区總監から、あるいは混成団長、海の方で申しますと、地方總監というふうなものに立てさせることにいたしておるのでござい

○栗山良夫君 まあこういう一つの部隊でありますから、作戦の方については、やはりいろいろな事態を想定して、昔で言えば、作戦要務令的なものによつて訓練をされておられると思いますが、今のお話を伺いますと、どういふ災害が起きたときにはどういふ部隊でどういふ工合に行動をするかというふうな、特別の災害を予定して、そうして自衛隊みずからが災害というこ

をを対象にして訓練をなさつておられる、

そういふことじゃないようですね、そこまでいつていないわけですね。

○政府委員(加藤陽三君) 部内におきましては、自衛隊法の八十三条というものが御承知の通り災害派遣に関する規定でございますが、これに基づきまして、長官の訓令及び達が出ております。しかし、これらの訓令及び達には抽象的なものでありまして、具体的な計画はそれぞれ各管区總監から、あるいは混成団長、海の方で申しますと、地方總監というふうなものに立てさせることにいたしておるのでござい

ましては、自衛隊法の八十三条というものが御承知の通り災害派遣に関する規定でございますが、これに基づきまして、長官の訓令及び達が出ております。しかし、これらの訓令及び達には抽象的なものでありまして、具体的な計画はそれぞれ各管区總監から、あるいは混成団長、海の方で申しますと、地方總監というふうなものに立てさせることにいたしておるのでござい

ましては、自衛隊法の八十三条というものが御承知の通り災害派遣に関する規定でございますが、これに基づきまして、長官の訓令及び達が出ております。しかし、これらの訓令及び達には抽象的なものでありまして、具体的な計画はそれぞれ各管区總監から、あるいは混成団長、海の方で申しますと、地方總監というふうなものに立てさせることにいたしておるのでござい

○栗山良夫君 まあこういう一つの部隊でありますから、作戦の方については、やはりいろいろな事態を想定して、昔で言えば、作戦要務令的なものによつて訓練をされておられると思いますが、今のお話を伺いますと、どういふ災害が起きたときにはどういふ部隊でどういふ工合に行動をするかというふうな、特別の災害を予定して、そうして自衛隊みずからが災害というこ

をを対象にして訓練をなさつておられる、

そういふことじゃないようですね、そこまでいつていないわけですね。

○政府委員(加藤陽三君) 部内におきましては、自衛隊法の八十三条というものが御承知の通り災害派遣に関する規定でございますが、これに基づきまして、長官の訓令及び達が出ております。しかし、これらの訓令及び達には抽象的なものでありまして、具体的な計画はそれぞれ各管区總監から、あるいは混成団長、海の方で申しますと、地方總監というふうなものに立てさせることにいたしておるのでござい

ましては、自衛隊法の八十三条というものが御承知の通り災害派遣に関する規定でございますが、これに基づきまして、長官の訓令及び達が出ております。しかし、これらの訓令及び達には抽象的なものでありまして、具体的な計画はそれぞれ各管区總監から、あるいは混成団長、海の方で申しますと、地方總監というふうなものに立てさせることにいたしておるのでござい

ましては、自衛隊法の八十三条というものが御承知の通り災害派遣に関する規定でございますが、これに基づきまして、長官の訓令及び達が出ております。しかし、これらの訓令及び達には抽象的なものでありまして、具体的な計画はそれぞれ各管区總監から、あるいは混成団長、海の方で申しますと、地方總監というふうなものに立てさせることにいたしておるのでござい

こうでございますが、伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(加藤陽三君) これは最初にお答えをいたしましたのでございすが、直接災害にあまりその仕事自体が関係のないと思われまします普通科の部隊、特科の部隊におきましても、ある程度の土工の訓練とか、舟をこいだりするような訓練はいたしております。

○栗山良夫君 私は大体この程度でよろしうございします。

○委員長(都村一君) ほかに防衛庁関係の御質疑はございせんか。——なければ防衛庁に対する質疑はこの程度にいたします。

次回は明二十七日午前十時から開会することとし、本日はこれをもって散会いたします。

午後三時五十一分散会

十一月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法案(衆)

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法案

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧事業に要する経

費につき国が補助を行い、もつて当該施設の災害復旧の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「事業協同組合等の施設の災害復旧事業」とは、政令で定める地域内にある次の各号に掲げる施設であつて前条の災害を受けたものを原形に復旧すること(原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するために必要な施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合において当該施設に代るべき必要な施設をすることを含む。)を目的として行う事業をいう。

一 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会の施設であつて、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の二第一項第一号又は第九条の九第一項第四号に掲げるもの

二 商工組合又は商工組合連合会の施設であつて、中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)第十七条第二項第一号(同法第三十三条において準用する場合を含む。)に掲げるもの

三 前二号に掲げる中小企業者の団体に準ずるものと認められる団体で政令で定めるものの施設であつて、その構成員の共同利用に供するためのもの

四 企業組合の経営の合理化のための施設

(国の補助)

第三条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が、事業協同組合等の施設の災害復旧事業に要する経費につき四分の三を下らない率により補助する場合において、当該都道府県に対し、予算の範囲内で、当該補助に要する経費(都道府県が四分の三をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費)につきその三分の二を補助することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。